

在宅育児応援手当

支給事業の案内



町では、子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児（0～2歳児）を家庭で子育てする世帯を支援するため、在宅育児応援手当を支給しています。左記要件に該当される方は申請が必要です。保健福祉課までご連絡ください。

対象児童

- ① 南越前町に住民登録を有している生後8週から満3歳未満までの児童
- ② 同一世帯内の第2子以降の児童

支給対象者

（対象児童の保護者であり、次の要件をすべて満たす場合）

- ① 南越前町に住民登録を有する児童手当の受給者
- ② 対象児童を保育所などに入所させていない方
- ③ 職場復帰を前提とした育児休業給付金を受給していない方
- ④ 町税などを滞納していない方
- ⑤ 生活保護を受けていない方
- ⑥ 暴力団関係者でない方
- ⑦ 配偶者がいる場合は、配偶者が③～⑥を満たしている方
- ⑧ 市町村民税所得割合額が57,700円未満（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者に相当する世帯は77,101円未満）の世帯

支給額

対象児童1人当たり月額1万円

支給期間

支援対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

■ 申請先・問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険料は介護保険制度を維持する上で大切な財源です。保険料を納めない状態が続くと、滞納期間に応じて保険給付を制限する措置が取られます。その結果、介護が必要になったときに、ご自身やご家族の金銭的負担が増大する場合があります。令和5年度分の介護保険料に納め忘れがある方は、お早めにご相談ください。

介護保険料を滞納すると…

（例）老人ホーム入所で毎月の施設費が25万円の場合、介護保険料に2年以上未納がある方と未納がない方の自己負担額の比較（通常の負担割合が1割の方の場合）

自己負担額（月額）	保険料の未納がない場合	保険料の未納がある場合
25,000円（25万円の1割）		75,000円（25万円の3割）

■ 問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

マイナンバーカード「出張申請受付」を行います！

出張申請受付とは？

町職員が、ご自宅を訪問し、無料で顔写真撮影および申請手続きを行います。できあがったマイナンバーカードは、後日ご自宅へお届けしますので、役場へ出向く必要がありません。

対象となる方

- ・ 南越前町に住民登録をしている方
- ・ 役場に来庁することが困難な方
- ・ マイナンバーカードを初めて申請する方

申請に必要なもの

- ① 本人確認書類（Aの書類1点 または Bの書類2点）
 - A 運転免許証、身体障害者手帳、パスポート など
 - B 健康保険証、介護保険証、年金手帳 など
 - ② 個人番号通知カード ※紛失された場合は職員にお伝えください。
- ※申請から受取まで1か月程度かかります。
- ご希望の方はお気軽にご相談ください。



■ 問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015